

在戸数は二戸である。地代の値上げの話はあるか。——、いつては安いようには思うが、いままで坪当たり二十五円であつたのを固定資産税の上昇により四十五円としてゐる。将来道路拡張にかかるといふことがあるようだが、——に付ては都市計画街路二、三、号の線ができるとかかるので、貸与期間を五年間としてゐる。——等の質疑応答の後採決いたしましたところ、全員一致、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重に審議の上、当委員会への決定により可決くださいますようお願いをいたしまして、補足説明といたします。

○議長

(石川信義君) 以上で委員長への審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長

(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

○二番

(小林菊三君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第十一号については、討論を省略し委員会審査報告により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり。)

○議長

(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま小林菊三

君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員長報告により可決されたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

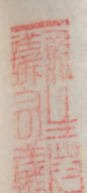
○議長

(石川信義君) ご異議なしと認めます。よつて議案第

十一号福生市市設住宅貸与条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決をいたしました。

○議長

(石川信義君) 次に日程第十二議案第十二号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。



本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長中曽根実君登壇)

○厚生委員長(中曽根実君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き本案について補足説明を申し上げます。

担当課長より昭和四十九年度より助産費と葬祭費の補助基準引き上げがあり、助産費において現行一万円を二万円に、葬祭費において現行五千円を一万円にそれぞれ引き上げるもので、予算的には助産費三百二十件で六百四十万円、葬祭費が九十件の九十万円であり、これが引き上げによる市の持ち出し分は約百七十万円となる。――との説明がなされ、採決の結果全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

でございますようお願いをいたしまして補足説明といたします。

○議長(石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

○二番(小林菊三君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十二号については、討論を省略し委員会審査報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり。)

○議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま小林

菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございません。

せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君）　ご異議なしと認めます。よって議案第

十二号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例は
委員会審査報告のとおり可決をいたしました。

○議長（石川信義君）　次に日程第十三議案第十五号福生市用品

調達基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので
委員長から報告を願います。

（総務委員長森田秀雄君登壇）

○総務委員長（^{森田}申村秀雄君）　審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）　別添参照

引き続きまして本案に対して補足説明を申し上げます。

担当課長より、本基金条例は市役所事務におけるすべ
ての消耗品を基金で購入しておき、各課の要求に応じて引

福生市議会

き当て、その金額を基金に入れるものである。本基金の

設置は昭和四十年から発足し四十七年度では二百万円の
総額となっている。しかし最近の諸物価高騰により運転

資金に不足を来たこととなり、今回三百万円の増額と
するものである。――との説明の後質疑に入りましたが、本

案は本議会でも提案理由の説明がなされ、質疑もなされ
たことでもありました。当委員会といたしましては、

少ないのではないかと、との意見もありましたが、――
職員も節約ヘードで協力してやっていきたい。――とのこと

で当委員会といたしましては、採決のいたしましたところ全
員一致、原案どおり可決すべきものと決定した次第でござ

います。

当委員会での決定どおり可決くださいますようお願いを
いたします。補足の説明といたします。

○議長（石川信義君）　以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。〕

○議長 石川信義君 以上で質疑を終わります。

○二番 小林菊三君 この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第十五号については、討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されんことを望みます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり。〕

○議長 石川信義君 おはかりをいたします。ただいま小林菊

三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたいとの動議が提出されました。本動議のとおり決することにより、異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。〕

○議長 石川信義君 異議なしと認めます。よって議案第

十五号福生市用品調達基金条例の一部を改正する条例は

委員会審査報告とあり可決をいたしました。

○議長 石川信義君 日程第十四議案第十六号福生市土地開発

基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査をしてありますので、委員長から報告を願います。

〔建設委員長大野行丈君登壇〕

○建設委員長 大野行丈君 審査報告をいたします。

〔議案審査報告書朗読〕 別添参照

簡単に補足説明を申し上げます。

その前に吉岡議員が病氣療養中でお休みして欠席でございましたが、他の委員全員の出席のもとに委員会が開会できましたことを報告申し上げます。

本議案につきましては、本会議の提案理由の説明のつとく、公共用地の利益に供するを目的として、資金の増額をはかろうという条例でございます。本案に対

して全員が賛成をもって決定した次第でございます。
よろしくご審議、ご可決くださいますようお願いをい
たしまして補足説明といたします。

○議長（石川信義君）以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）以上で質疑を終わります。

○二番（小林菊三君）この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第十六号につ
いては、討論を省略し、委員会報告により可決されんこと
を望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）おはかりをいたします。ただいま小林
菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略
し、委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提

出されました。本動議のとおり決することに「異議ござ
いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君）「異議なし」と認めます。よって議案第
十六号福生市土地開発基金条例の一部を改正する条例
は委員会報告により可決をいたしました。

○議長（石川信義君）日程第十五議案第十七号福生市特別
会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありま
すので委員長から報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君）審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本議案については、理事者の提案理由の説明のごとく福
生市の下水道事業は第二年度に入っており本格的な事業年

度に入、てまゐります。関係で、特別会計をもつてこの事業を遂行して、こうという考え方で提案したという説明があり、委員会といたしまして、その趣旨を根拠にして、これを全員一致で決定した次第でございます。よろしくご審議、ご採決ありますようお願いいたします。まして補足説明といたします。

○議長（石川信義君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

○二番（小林菊三君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十七号については、討論を省略し、委員会審査報告により可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり。）

走字削除

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま小林菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されたことの動議が提出されました。本動議のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第十七号福生市特別会計条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告により可決をいたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第十六議案第十八号福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長大野行丈君登壇）

○建設委員長(大野行丈君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案件の審査に当たりましては各委員より利率の点について、利子補給につきまして四月一日以前のものに対する考え方、また公定歩合の変動等が起こった場合、この一五%の補給をどうようにしていくか、公定歩合が下がったときの範囲等の質問。また財政の許す限り利子補給を進めていくべきではないかという要望。また現時点の利用状況、現在の金融機関で銀行を除く入庫、組合、農協等での一般中小企業への貸付けは短期また長期を合せまして九・七五%から一二%という高利率になっている。このようなことに対して市が指導をしていく考え方等の質疑が出されました。それに対しては、現在までの四月一日以前の融資はそのままであり、また現行では八%であるが、その制度の範囲については原則的に運用していきたい。たとえ



九%以下になってもできるだけ利子補給をしたい。また利用状況につきましては四十七年度の二千百三十万円から本年三翻三十一日にもっていくときには三千五百万円という数字になるのではないかと、また市の銀行以外の金融機関に対する中小企業者への利息の考え方今後市としてもこれを要請していく。——このような質疑応答の中で、本委員会といたしましては原案のとおり可決した次第でございます。

よろしくご審議、ご決定されますようお願いをいたしまして補足説明といたします。

○議長(石川信義君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

(異議なしと呼ぶ者あり。)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

○二番(小林菊三君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第十八号については、討論を省略し、委員会審査報告により可決されんことを望みます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君）おはかりをいたします。ただいま小林菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案第十八号福生市中小企業振興資金条例の一部を改正する条例は委員会審査報告により可決をいたしました。

○議長（石川信義君）次に日程第十七議案第十九号福生市敬老金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（厚生委員長中曽根実君登壇）

○厚生委員長（中曽根実君）審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本案に対する補足説明を申し上げます。

敬老金は現在七十五歳以上の老人に対して三千円を支給してゐるが、これを五千円に改めるものであり、九月十五日現在で七十五歳以上かつ一年以上当市に居住してゐる方に支給しようとするもので、対象者は五百名。財源的には百万円の増となる。――との説明がなされ採決の結果、全買一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議の上、当委員会のご決定によりご可決くださるようお願いをいたしまして補足説明といたします。

○議長（石川信義君）以上で委員長の審査報告は終わります。

した。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

○二番（小林菊三君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第十九号については、討論を省略し、委員会審査報告により可決されんことを望みます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君） おはかりをいたします。ただいま小林菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにより、異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。〕

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって議案第

十九号福生市敬老金条例の一部を改正する条例は、委員会審査報告により可決いたしました。

○議長（石川信義君） 次に日程第十八議案第二十号福生市

重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長中曽根 実君 登壇）

○厚生委員長（中曽根 実君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本案に対する補足説明を申し上げます。

担当課長の説明を求め、それによると、重度心身障害者福祉手当は、四十八年度に新しく設けたもので、月額二十円を支給しているが、四十九年度から額を引き上げ、月額三千円に改めようとするものであり、対象者は精神薄弱者の中

度以上、身体障害者が三級以上、脳性麻痺、筋萎縮症等であり、合計百六十五名である。――との説明があり、採決の結果全員一致、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議の上、当委員会の決定どおりご可決くださるようお願いをいたしまして補足説明といたします。

○議長（石川信義君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終わります。

○二番（小林菊三君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） おはかりをいたします。ただいま小林菊三君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたいとの動議が提出されました。

本動議のとおり決するにことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十号福生市重度バ身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例は委員会審査報告どおり可決をいたしました。

○議長（石川信義君） これより十三時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後一時 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

